

14. マイナンバーについて

平成 25 年 5 月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）により、平成 28 年 1 月から障害者福祉課で行う手続の一部にマイナンバーの記入が必要となりました。また、これにあわせてマイナンバーの確認ができる書類の提示が必要になります。

つきましては、申請の際には必ず次の書類をお持ちください。

（１）御本人が窓口で申請される場合

マイナンバーカードをお持ちください。これがない場合は、次の①と②の書類が両方必要です。

①マイナンバーの確認に必要な書類（次のうちどちらか１つ）

- ・通知カード（記載内容が住民票の内容と一致しているものに限る）（コピー可）
 - ・「マイナンバーが記載された住民票の写し」（コピー可）
- ※「マイナンバー通知書」は使用できません。

②身元の確認に必要な書類（次のうちいずれか）

- ・運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（東京都愛の手帳）、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか１点
- ・公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のうち２点

（２）代理の方が窓口で申請される場合

①～③の書類が全て必要です。

①代理権の確認に必要な書類

- ・親権者が申請される場合・・・戸籍謄本
- ・成年後見人又は未成年後見人が申請される場合・・・登記事項証明書
- ・その他の代理人が申請される場合・・・委任状（御本人が署名したもの）

②本人のマイナンバーの確認に必要な書類（次のうちいずれか１つ）

- ・本人のマイナンバーカード（コピー可）
 - ・通知カード（記載内容が住民票と内容と一致しているものに限る）（コピー可）
 - ・「マイナンバーが記載された住民票の写し」（コピー可）
- ※「マイナンバー通知書」は使用できません。

③代理人の身元の確認に必要な書類（次のうちいずれか）

- ・代理の方のマイナンバーカード・代理の方の運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（東京都愛の手帳）、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか１点
- ・代理の方の公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のうち２点

(3) 郵送による申請の場合（郵送申請が可能な手続については障害者福祉課にお問合せください）

マイナンバーカードのコピーを同封してください。これがない場合は、次の①と②の両方の書類の同封が必要です。

①マイナンバーの確認に必要な書類（次のうちいずれか1つ）

- ・通知カード（記載内容が住民票と内容と一致しているものに限る）（コピー可）
- ・「マイナンバーが記載された住民票の写し」（コピー可）

※「マイナンバー通知書」は使用できません。

②身元の確認に必要な書類（次のうちいずれか）

・運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（東京都愛の手帳）、在留カード又は特別永住者証明書のいずれか1点のコピー

・公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書のうち2点のコピー

申請しよう！マイナンバーカード



マイナンバーカードとは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバー（マイナンバー）が記載されたプラスチック製のカードです。

マイナンバーの確認として利用するほか、本人確認のための本人確認書類や、e-Tax 等の電子証明書を利用した電子申請等の様々なサービスにもご利用いただけます。

【マイナンバーカードのメリット】

- ・マイナポータルを利用できます
行政機関などが持つあなたの情報(所得情報、薬剤・医療費情報など)を確認できます。
- ・健康保険証として利用できます
利用申し込みをすることで、対応する医療機関や薬局で、健康保険証として利用できます。
- ・コンビニ等で各種証明書が受け取れます
全国のコンビニ等で住民票や印鑑登録証明書などの証明書を取得できます。



マイナンバーカードの申請はカンタン！

<市の窓口で>



<郵送で>



<パソコンで>



<スマホで>



市の窓口の受付場所は、市役所1階市民課、八王子駅南口総合事務所、浅川・由木・南大沢・元八王子・北野事務所です。

マイナンバーカードの申請方法について、詳しくは八王子市マイナンバーカードコールセンターへご連絡ください。

【電話】042-620-7474 【FAX】042-620-7474